

取適法の概要

法目的	中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護													
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引													
①取引の内容	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">製造委託</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">修理委託</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">情報成果物作成委託 (プログラム)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: red; color: white;">特定運送委託</div> </div>													
②規模要件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">委託事業者</td> <td>資本金 3 億超</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">→</td> <td rowspan="3" style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">中小受託事業者</td> <td>資本金 3 億以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td>資本金 1 千万超 3 億以下</td> <td>資本金 1 千万以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">常時使用する従業員300人超</td> <td style="color: red;">常時使用する従業員300人以下 (個人含む)</td> </tr> </table>	委託事業者	資本金 3 億超	→	中小受託事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)	資本金 1 千万超 3 億以下	資本金 1 千万以下 (個人含む)	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下 (個人含む)				
委託事業者	資本金 3 億超		→			中小受託事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)							
	資本金 1 千万超 3 億以下						資本金 1 千万以下 (個人含む)							
	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下 (個人含む)												
①取引の内容	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #70AD47; color: white;">情報成果物作成委託 (プログラム除く)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #70AD47; color: white;">役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理除く)</div> </div>													
②規模要件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #70AD47; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">委託事業者</td> <td>資本金 5 千万超</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">→</td> <td rowspan="3" style="background-color: #70AD47; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">中小受託事業者</td> <td>資本金 5 千万以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td>資本金 1 千万超 5 千万以下</td> <td>資本金 1 千万以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">常時使用する従業員100人超</td> <td style="color: red;">常時使用する従業員100人以下 (個人含む)</td> </tr> </table>	委託事業者	資本金 5 千万超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)	資本金 1 千万超 5 千万以下	資本金 1 千万以下 (個人含む)	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下 (個人含む)				
委託事業者	資本金 5 千万超		→			中小受託事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)							
	資本金 1 千万超 5 千万以下						資本金 1 千万以下 (個人含む)							
	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下 (個人含む)												
義務	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>発注内容を明示する義務 (発注書の交付)</td> </tr> <tr> <td>取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)</td> </tr> <tr> <td>支払期日 (受領後60日以内) を定める義務</td> </tr> <tr> <td>遅延利息 (14.6%) の支払義務</td> </tr> </table>		発注内容を明示する義務 (発注書の交付)	取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)	支払期日 (受領後60日以内) を定める義務	遅延利息 (14.6%) の支払義務								
発注内容を明示する義務 (発注書の交付)														
取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)														
支払期日 (受領後60日以内) を定める義務														
遅延利息 (14.6%) の支払義務														
禁止行為	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受領拒否</td> <td>報復措置</td> </tr> <tr> <td>支払遅延 (手形払等の禁止)</td> <td>有償支給原材料等の対価の早期決済</td> </tr> <tr> <td>減額</td> <td style="color: red;">割引困難な手形の交付</td> </tr> <tr> <td>返品</td> <td>不当な経済上の利益提供要請</td> </tr> <tr> <td>買ったたき</td> <td>不当な給付内容の変更・やり直し</td> </tr> <tr> <td>購入・利用強制</td> <td style="color: red;">協議に応じない一方的な代金決定</td> </tr> </table>		受領拒否	報復措置	支払遅延 (手形払等の禁止)	有償支給原材料等の対価の早期決済	減額	割引困難な手形の交付	返品	不当な経済上の利益提供要請	買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し	購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定
受領拒否	報復措置													
支払遅延 (手形払等の禁止)	有償支給原材料等の対価の早期決済													
減額	割引困難な手形の交付													
返品	不当な経済上の利益提供要請													
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し													
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定													
措置	公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言													

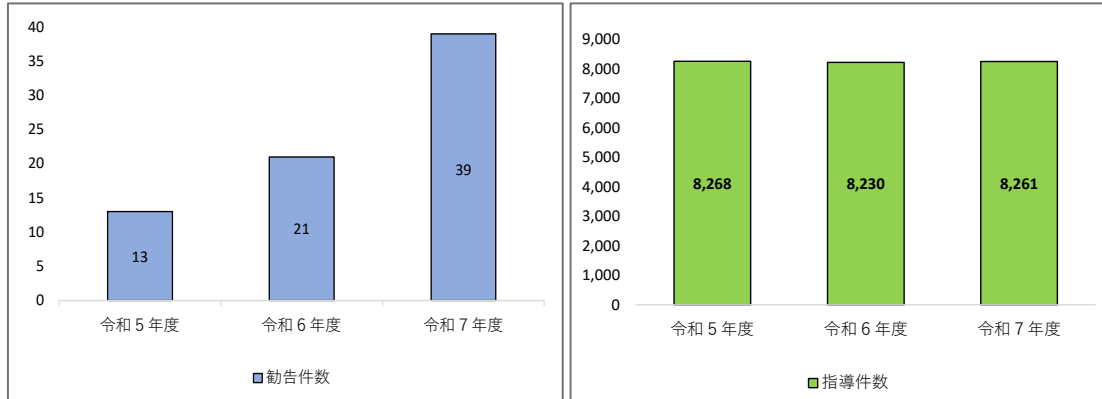
※赤色は改正内容

取適法の運用状況

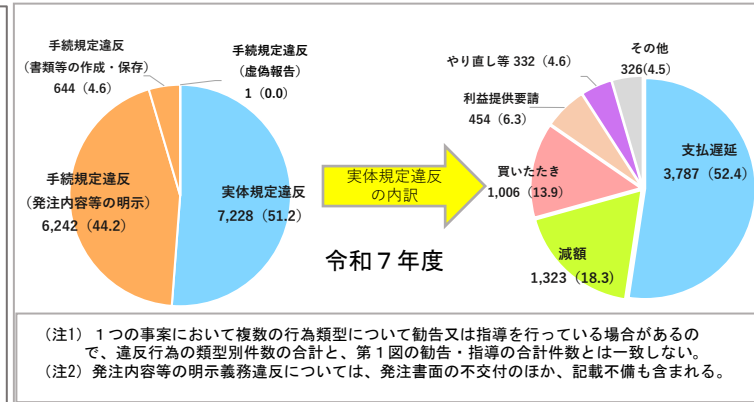
取適法違反被疑事件の処理状況

令和7年度においては、勧告39件及び指導8,261件の措置を講じている。

第1図 取適法違反被疑事件の処理件数の推移 [単位：件]



第2図 勧告・指導の行為類型別件数 [単位：件 (%)]



(注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるの
で、違反行為の類型別件数の合計と、第1図の勧告・指導の合計件数とは一致しない。
(注2) 発注内容等の明示義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

○ 令和7年度において中小受託事業者が被った不利益について、総額25億5698万円相当の原状回復が行われた。

主な違反行為類型の内訳	利益提供要請	減額	支払遅延	返品	全違反行為類型の合計
返還等を受けた 中小受託事業者数	1,388名	1,459名	2,042名	88名	5,165名
原状回復の金額	12億8026万円	2億4293万円	1億4605万円	6415万円	25億5698万円

定期調査の実施

受託取引においては、委託事業者の取適法違反行為により中小受託事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者に対して、定期的な調査を実施することにより、違反行為の発見に努めている。

令和7年度における定期調査は、委託事業者65,000名に実施し、当該委託事業者と取引のある中小受託事業者300,000名を対象に実施した。

第1表 定期調査の状況

年度	委託事業者調査(名)	中小受託事業者調査(名)
令和7年度	65,000	300,000
製造委託等	39,851	188,831
役務委託等	25,149	111,169
令和6年度	90,000	330,000
製造委託等	53,144	214,316
役務委託等	36,856	115,684
令和5年度	80,000	330,000
製造委託等	46,900	199,138
役務委託等	33,100	130,862

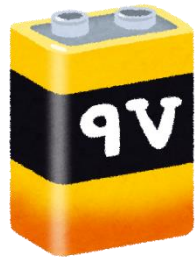


取適法の主な勧告案件①

◇ 家庭用電気製品等の販売業における減額事件
(令和7年9月 勧告) ※中小企業庁長官からの措置請求案件

親事業者 (株)ヨドバシカメラ

家庭用電気製品等の
製造等を委託



違反行為の概要
リベート等の名目で下請代金の額から減じていた。

下請事業者

◇ 自動車用部品等の製造業における買ったたき事件
(令和7年12月 勧告) ※中小企業庁長官からの措置請求案件

親事業者 (株)スニック

自動車用部品等の製
造を委託



違反行為の概要
量産が終了し、発注数量が大幅に減少して製造コストが大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者と協議せず、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた。

下請事業者

◇ 自動車等の製造販売業における不当な経済上の利益提供要請事件 (令和7年10月 勧告)

親事業者 トヨタ自動車東日本(株)

自動車部品等の製造
を委託



※トヨタ自動車東日本が保管させていた金型

違反行為の概要
金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために金型等を無償で保管させていた。

下請事業者

◇ 貨物運送業における不当な経済上の利益提供要請事件 (令和7年12月 勧告)

親事業者 センコー(株)

貨物の運送を委託



違反行為の概要
自社が管理する施設内において、
・無償で荷役作業及び付帯業務を行わせていた
・無償で長時間の荷待ちを行わせていた

下請事業者



取適法の主な勧告案件②

◇電動機、変圧器等の製造販売業における不当な経済上の利益提供要請事件（令和8年1月 勧告）

親事業者 **東芝産業機器システム(株)**

電動機、変圧器等の製造を委託



※東芝産業機器システムが所有する木型

違反行為の概要

金型等を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために金型等を無償で保管させていた。

下請事業者

◇アルミサッシ等の製造販売業における返品事件（令和7年7月 勧告）

親事業者 **不二サッシ(株)**

アルミサッシ等の製品を構成する部品の製造を委託



違反行為の概要

部品を受領した後、当該部品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず瑕疵があることを理由として当該部品を返品した。

下請事業者

◇射出成形機等の製造販売業における不当な給付内容の変更事件（令和7年5月 勧告）

親事業者 **日精樹脂工業(株)**

射出成形機の部品の製造を委託



違反行為の概要

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに当初発注数から一部を取り消すことにより製造に必要な原材料費を下請事業者負担させた。

下請事業者

◇自動車販売業における不当な経済上の利益提供要請事件（令和7年4月 勧告）

親事業者 **(株)スズキ自販大分**

自動車の板金塗装等の修理を委託



違反行為の概要

顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に自動車を無償で提供させていた。

下請事業者

取適法の執行連携

- 取適法においては、**事業所管省庁**の主務大臣に**指導・助言権限**が付与されることとなった。
- 事業所管省庁との間で、公正取引委員会において蓄積された執行ノウハウの共有を行うなど、取適法の執行連携強化に向けた取組を進めている。

執行連携強化に向けた取組（具体例）

詳細はこちら



公正取引委員会及び国土交通省による合同荷主パトロール等の実施（令和7年9月26日公表）

- 取適法で、「特定運送委託」が規制対象取引として追加されるほか、事業所管省庁においても委託事業者に対する指導及び助言ができるようになることなどを踏まえ、**公正取引委員会及び国土交通省は、取適法の施行に向けた連携を強化してきた。**
- 国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」（令和7年10月～11月）において、荷主事業者等による取適法の違反行為や改正物流法の違反原因行為の未然防止等の観点から、**公正取引委員会本局又は地方事務所等と各地方運輸局が全国規模で連携し、荷主事業者等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のSA・PA等におけるトラックドライバーに対する聴取り等を実施した。**



取引の適正化及び企業間取引の公正化への取組

取引適正化のための普及啓発について

【全国47都道府県における事業者向け説明会】

令和8年1月1日に施行された取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。

【中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催】

「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁交渉指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催。

【取適法の周知動画】

令和7年11月7日に公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

- ・ 各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、社内広告、テレビCM等)
- ・ ウェブ広告、SNSの活用



【実務に役立つ具体例の紹介】

・ 取適法テキスト（令和7年11月28日に公正取引委員会ウェブサイトで公表）やホームページQ&A等により具体例の紹介

【取適法個別相談会】

- ・ よろず支援拠点等と連携し、取適法についての個別相談会を全国各地で実施

相談等へのきめ細かな対応

公正取引委員会は、全国の相談窓口において、取適法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和7年度においては、取適法に関する相談34,810件、優越的地位の濫用に関する相談4,043件、の合計38,853件の相談に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口」を通じ、フリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は取適法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

団体・関係省庁への要請

サプライチェーン全体での支払の適正化に関する事業者団体等への要請（令和7年11月11日公表）

取適法によって、令和8年1月1日以降に発注される取適法対象取引については手形払いが一律に禁止され、また、支払期日を超える満期を設定した一括決済方式又は電子記録債権を使用した支払も原則として支払遅延の禁止に該当することとなったこと等を受けて、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、取適法対象外の取引を含むサプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮についてそれぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請した。

取引適正化協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の中小事業者取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買ったたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。